

はじめにお読みください

事故にあったとき（第三者行為による傷病届等について）

交通事故、自損事故、他人の不法行為などにより負傷し、健康保険を使って治療を受けた場合は「第三者行為による傷病届（兼自損事故届）」等の提出が必要です。

※業務上・通勤途上の事故の場合は健康保険を使えません。

※届出書をすぐに提出できないときは、取り急ぎお電話等で事故の状況をお知らせいただき後日、お早めに届出書を提出してください。

第三者行為による傷病とは

被保険者・被扶養者の方が他人により負傷させられたことを言います。

例：交通事故、暴力行為、他人の飼犬による咬創、スキー等による事故、建物等管理不備による事故等

届出が必要となる理由

自動車事故等第三者行為によりケガをしたときの治療費は加害者が負担するのが原則です。しかし、業務上や通勤災害によるものでなければ、健康保険を使って治療を受けることができますが、この場合、加害者が支払うべき治療費を健康保険組合が立替えて支払うこととなります。

健康保険組合が加害者に対して立替えた治療費を請求する際に「第三者行為による傷病届」が必要になりますので、速やかに提出をお願いします。

また、自損事故の場合は事故の状況等を確認する必要があるため必ず届出をお願いします。

届出書類について

下記①～④の書類を印刷し記入の上、健保組合にご提出ください。

状況に応じ、追加書類の提出をお願いする場合があります。

（自動車保険会社に書類作成を依頼できる場合がありますのでご確認ください）

※自損事故の場合は①②のみご提出ください

①第三者行為による傷病届（兼自損事故届）

交通事故・自損事故の場合は、警察の「交通事故証明書」を添付してください（写し可）

②事故発生状況報告書（交通事故の場合）

できるだけ詳しく記入してください。

③念書兼同意書

内容を確認の上、記入してください。

④誓約書

相手方（相手方加入の保険会社でも可）に記入いただく書類です。

相手方に作成いただけない場合は、理由等をメモにてお知らせください。